

議第 5 号

令和 8 年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 569,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 77,929
	1 繰越金	77,929
2 諸収入		491,671
	1 県預金利子	91
	2 貸付金元利収入	480,351
	3 雑入	11,229
歳入合計		569,600

歳出

款	項	金額
1 商工観光労働費		千円 12,593
	1 中小企業支援資金貸付事業費	12,593
2 公債費		486,585
	1 公債費	486,585
3 予備費		70,422
	1 予備費	70,422
歳出合計		569,600